

「京都府がん対策推進計画（中間案）」に係る
パブリックコメントの実施結果

- 1 意見募集期間：平成29年12月20日（水）～平成30年1月10日（水）
- 2 意見提出者：14人・団体、34件
- 3 主な意見とこれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	府の考え方
基本方針 全体目標 等	<p>○全体目標のうち（2）適切な医療を実現し、がん患者およびその家族の苦痛の軽減ならびに療養生活の質の維持向上について、「患者本位の」という言葉を加えてほしい。 （同趣旨 他1件）</p>	<p>○御意見のとおり、より患者の立場に立つという趣旨から、「患者本位の」を追記します。</p>
教育・普及啓発	<p>○がん教育の充実により、がんに対する正しい知識や予防、検診受診率の向上につながるのではないかと。</p>	<p>○教育委員会、拠点病院、市町村等の関係機関と連携し、がん教育を起点とし、がん検診受診等、がん対策に係る幅広い啓発等ができるよう取り組んでいきます。</p>
	<p>○施策目標に記載している「健康経営」は岡田邦夫先生が提唱されている概念であり、使用するのに問題がないか。「健康づくり」とした方が無難でないか。</p>	<p>○御意見を踏まえ、きょうと健康づくり実践企業等健康づくりに取り組む企業数に変更します。</p>
予防 たばこ	<p>○受動喫煙対策について、「受動喫煙の機会を減らす」のではなく、受動喫煙の無いように目標値を0%とすべき。 （同趣旨他 4件）</p>	<p>○受動喫煙防止に係る目標値については、現計画の目標値が未達成であることから、引き続き、取組みを推進します。 また、健康増進法改正の動向等を見ながら、今後必要に応じて見直しを検討したいと考えております。</p>

項目	意見の要旨	府の考え方
予防 たばこ	○受動喫煙防止を徹底するため、罰則規定付の受動喫煙防止条例を制定すべき。	○府民運動としてできるだけ多くの方が合意・納得して取り組みを進めることができるよう受動喫煙防止憲章に基づく対策を推進していきます。
	○新型タバコへの対応については、人に危害を及ぼすとの知見が存在する以上は、従来のタバコへの対応と同様に規制すべき。 (同 趣旨他 1件)	○本計画において、「新型たばこへの対応については、受動喫煙による健康影響について十分な知見が得られるまで、従来のたばこへの対応と同様として、必要な対策を講じること」としてあります。
	○公共性の高い施設での全面禁煙、受動喫煙ゼロを要望する。 (同 趣旨他 1件)	○本計画において、「公共性の高い施設については、建物内禁煙、敷内禁煙など、受動喫煙対策を積極的に推進します。」としてあります。
	○病院や学校などはともかく、市町村の役所などは多くの一般住民が利用する施設であり、敷地内まで禁煙するのは行き過ぎ。	
	○飲食店では店主がたばこが吸える、吸えないを決める権利があるはず。最近喫茶店や飲食店で見かける禁煙や分煙の表示を進め、お客が店を選ぶことで受動喫煙は防げるはず。	○受動喫煙防止憲章に基づき、禁煙施設である旨を表示することなどの取り組みを進めています。
	○受動喫煙については、三次喫煙についても留意すべき。 (同 趣旨他 1件)	○三次喫煙については、健康増進法における受動喫煙の定義にも明確にされていないことから、今後の国の動向等を注視していきたいと考えてあります。

項目	意見の要旨	府の考え方
予防 たばこ	○目標項目として挙げられている①未成年者の喫煙防止、②喫煙率の低下及び③受動喫煙の防止による、がんの予防の3つの施策についてはお互いに連関しており、この3つの施策を統合した総合的タバコ対策が必要と考えられる。	○御意見を踏まえ、計画で3つの施策を総合的に取り組むことを追記します。
	○個人タクシーの車内全面禁煙を遅くとも2020年までに実現すべきである。	○ タクシーの車内全面禁煙については、今後も働きかけを続けていきます。 なお、国において健康増進法改正の議論の中で公共交通機関の車内禁煙について検討されているところです。
	○教育機関、特に大学の受動喫煙に関する目標値を設定すべきではないか。	○ たばこの健康被害や受動喫煙防止対策の重要性について、引き続き、大学キャンパス等で受動喫煙防止に関する啓発等を進めます。 個々の施設における目標値については今後の検討課題と考えています。
	○小中学校の保護者への禁煙促進の働きかけや啓発、講習をお願いしたい。	○参観日でのがん教育の実施や、やがん教育実施後に副読本を子供たちに配布して、家で親子で話してもらおうといった啓発も実施しており、引き続き、取組みを進めていきます。
	○20～30代、未成年への禁煙サポートに重点を置いた取組みを実施してほしい。	○小中高等学校で実施しているがん教育や防煙教育の充実を図るとともに、病院・診療所・歯科診療所・薬局での禁煙治療・禁煙指導を充実させていきたいと考えております。
	○親や妊産婦が喫煙している場合は、禁煙を促すようお願いしたい。	○引き続き、各種教室や妊婦健診等の機会を通じて禁煙を働きかけていきます。

項目	意見の要旨	府の考え方
<p>予防 感染に起 因する対 策</p>	<p>○ピロリ菌検査・ABC検査については、 現在、国から対策型検診として推奨され ていない中、実施についての課題も多く、 実施できない状況。 計画本文の「市町村が実施する」という 表現には抵抗がある。 府が推奨するのであれば市町村が実施で きるような体制を整備していただきたい。</p>	<p>○ピロリ菌対策については、がん検診で はなく、胃がん予防に対する取組みと して推進するものです。 府では、ピロリ菌対策による胃がん予 防に取り組む市町村を助成制度などを 通じて支援するとともに、除菌該当者 への除菌治療助成制度を開始し、市町 村等と連携し、対策を進めていくこと としています。</p>
<p>検診精度 管理関連 施策</p>	<p>○「府は、検診事業者、検診実施医療機 関の実施体制を把握し、必要に応じて整 備を働きかけます」とあるが、北部の医 療機関においては、働きかけるだけで体 制が整う状況ばかりではないと考えてい るため、府として体制を整備する方向で 考えていただきたい。</p>	<p>○検診実施主体である市町村と連携し、 実施体制整備について協力して進めて まいりたいと考えています。 また、引き続き、医師をはじめ、北部 の保健医療事業を担う人材の育成・確 保に努めていきます。</p>
<p>希少がん 関連施策</p>	<p>○希少がんの現状について、難治性がん と同様の「有効な診断・治療法が確立さ れていません」と追記してほしい。 また、用語集に、「希少がん」「ゲノム 医療」「難治性がん」の定義について追 加してほしい。</p>	<p>○ご意見を踏まえ、希少がん・難治性 がんにかかる現状について記載を修正 します。 また、用語集に定義を追記します。</p>

項目	意見の要旨	府の考え方
患者への 情報提供 相談支援	<p>○がん患者家族に対する支援についての言及がないのは残念である。「がん患者家族の支援」を加えてはどうか。 (同 趣旨他 1件)</p>	<p>○がん患者及びその家族に対して、相談支援や情報提供を行うこととしております。御意見を踏まえ、「がん患者」だけでなく、「その家族」についても記載します。</p>
	<p>○ピア・サポーターの活用等について、拠点病院の相談支援センターの周知不足や、医療機関側が必要性を認識していないなどの課題がある。拠点病院との連携などの今後の方向性などを議論する必要があるのではないか。</p>	<p>○府、拠点病院及び患者団体等が連携して、がん患者が良質なピア・サポートを受けることができる環境整備に取り組んで参りたいと考えております。</p>
	<p>○患者サロン等の担い手養成研修について、研修カリキュラムが不十分と考えるため、修了とは言えない。改善が必要ではないか。</p>	<p>○患者サロン等の充実につなげるため、担い手養成研修のカリキュラムの充実を図ります。</p>
就労支援	<p>○就労支援において、京都産業保健総合支援センターの治療と職業生活の両立支援の取組みについて記載していただきたい。</p>	<p>○御意見を踏まえ、「京都産業保健総合支援センター」の取組みについて、追記します。</p>
その他	<p>○京都府の骨子案の目標・指標はほとんどがアウトプットで、目指すべきアウトカムが設定されていないように思われる。</p>	<p>○本計画では、現状と課題を踏まえた上で、施策の方向性を定め、分野別施策ごとに分野別目標を掲げ、施策目標として具体的な数値を設定しているところです。 今後、施策の進捗状況を把握・評価して、必要に応じて見直すこととしていきます。</p>
	<p>○計画中間案に福島原発と放射能汚染食品に関する記述が見当たらない。 放射能汚染物、汚染食品の流通をいかにして止めるかを議論してほしい。</p>	<p>○国の原子力災害対策本部が定めたガイドラインに基づき、食品中の放射性物質に関する検査を行い、必要に応じ出荷制限されることになっていきます。</p>